日本国厚生労働省とトルコ共和国保健省の間との意図表明文書(仮訳)

この意図表明文書において、日本国厚生労働省とトルコ共和国保健省(以下「両省」という。)は、

平等性、両省の利益及び両省の尊敬の原則に従い、両省間の友好関係の推進及び医療・保健分野における協力の推進を望む。本文書により、それぞれの国の現行の法令に従い、両省間の協力関係を確立する意図を示す。両省により確立される意図が示された協力関係の分野は、次のとおりである。

- a) 医療・保健システム、保健情報及び情報システムの強化
- b) 老人介護制度及び在宅医療サービスの強化
- c) 医療・保健サービス分野に従事する人材への教育
- d) 病院の耐震設計技術
- e) 医療・保健分野における官民連携モデル (PPP)
- f) 医薬品及び医療機器の規制に関する経験及び情報の交換
- g) 救急医療サービス及び災害時の医療・保健サービスのマネジメント
- h) 共同プロジェクト作業の立ち上げ
- i) 関連医療機関同士の協力の提供

以上の協力の実行については、適正な手続のもと、適切な方法で、両省により行われることとなる。

両省は、意図表明文書の形式で協力内容を定め、本文書に基づく協力の実施のために必要な準備を促進することで認識を共有した。

本文書は、両省間の協力の強化と推進の観点で策定されるものであり、法的拘束力を持つ文書ではない。本書のいかなる規定も、両省に対し、法的な権利義務を生じさせるものと解釈されない。

本文書は、署名の日から開始し、その協力は、5年間続くものとする。本文書による協力の期間は、自動的に5年間延長される。本文書は、両省の一方が、終了希望日の6箇月前までに書面により相手方に通知した場合、終了される。

英語にて署名された。

日本国厚生労働大臣

トルコ共和国保健大臣